

## 感染症にかかったら？

下記の学校保健安全法施行規則第 18 条に定められた感染症と医師に診断された場合は、直ちに、学校へ連絡していただくとともに、学校保健安全法第 19 条により「出席停止」となります。出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条に定められた基準です。なお、**医師の指示により、出席停止が解除され、登校する時には、「出席停止解除届」を担任に提出してください。**  
**用紙は、本校ホームページからダウンロードするか、裏面を使用してください。**

### (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条（感染症の種類：抜粋）

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ
- 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。次条第二号チにおいて同じ）結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢症等）

### (2) 学校保健安全法施行規則第 19 条（出席停止の基準）

第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- ・ **インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあつては、3 日）を経過するまで。**

**【発症日は、症状が始まった日で、0 日目と数える。】**

発症日	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目
発熱		解熱	解熱 1 日目	解熱 2 日目	解熱 3 日目	登校可
出席停止期間						

- ・ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ・ 麻しんにあつては、解熱した後三日を経過するまで。
- ・ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ・ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。
- ・ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。
- ・ 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後二日を経過するまで。
- ・ **新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで**

発症日	発症 1 日目	発症 2 日目	発症 3 日目	発症 4 日目	発症 5 日目	発症 6 日目	発症 7 日目	発症 8 日目
出席停止期間							登校可	
症状あり					症状軽快 0 日目	症状軽快 1 日目		

**【出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨される】**

**\* 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日（0 日目）から 5 日を経過するまでを基準とすること**

- ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときまで

